

平成27年10月19日

組合員各位

女川水産加工業協同組合
代表理事組合長 鈴木 忠吉
(公印省略)

TPP交渉の大筋合意について
【情報提供】

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

組合の業務運営につきましては、日頃格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、全水加工連（10月14日全国水産物輸入対策協議会の会議にて、水産庁より業界説明あり）より情報提供がありますので、ご案内させていただきます。

【添付資料】

- ① TPP協定概要・水産関係抜粋
- ② 水産物関税概要
- ③ 日本輸出関心品目のTPP協定大筋合意概要
- ④ 主な水産品のTPP協定合意内容
- ⑤ 業界団体声明並びにコメント

内閣官房 TPP 政府対策本部
平成 27 年 10 月 5 日

II. 市場アクセス交渉の結果

1. 物品市場アクセス

9 水産物：

- (1) あじ・さばについては 12~16 年目までの長期の関税撤廃期間を、主要なまぐろ類、主要なさけ・ます類、ぶり、するめいか等については 11 年目までの関税撤廃期間を、それぞれ設定。
- (2) 海藻類（のり、こんぶ等）については、関税を 15% 削減。
- (3) なお、現行の我が国の漁業補助金は、禁止補助金に該当せず、政策決定権を維持。

III. ルール分野の概要

第30章 最終規定

TPP 協定の改正、加入、効力発生、脱退等の手続、協定の正文等について規定している。

発効については、TPP 協定上、①全ての原署名国が国内法上の手続を完了した旨を書面により寄託者に通知した後 60 日後、②①に従って 2 年以内に全ての原署名国が国内法上の手続を完了しない場合、原署名国の GDP の合計の少なくとも 85 パーセントを占める少なくとも 6か国が寄託者に通知した場合には、本協定は上記 2 年の期間の経過後 60 日後、③①又は②に従って協定が発効しない場合には、原署名国の GDP の合計の少なくとも 85 パーセントを占める少なくとも 6か国が寄託者に通知した日の後 60 日後に発効することとなっている。

水産物

- 特にセンシティビティの高い海藻類(のり、こんぶ等)は、関税削減によって関税を維持。
- 関税撤廃は、重要品目のあじ、さばは16年目の長期で対応、その他の品目はセンシティビティを考慮し11年目から即時まで対応。

◆関税削減(即時、15%削減)

干しのり 1.5円/1枚 → 1.28円/1枚
 こんぶ、のり、のり・こんぶ調製品、わかめ、ひじき
 10.5%~40% → 8.9%~34%

◆16年目撤廃

あじ、さば
 7 ~ 10% → 無税(16年目)
 (※)米国のみ12年目に撤廃(ただし、8年間現行税率を維持し、その後、3年間かけて段階的に撤廃)

◆11年目撤廃

めばち、みなみまぐろ、太平洋くろまぐろ、ます、ぎんざけ、
 大西洋さけ、ぶり、するめいか 等
 3.5%~15% → 無税(11年目)

◆6年目撤廃

まいわし、あかいか 等
 3.5%~10% → 無税(6年目)

◆即時撤廃

かつお、べにざけ、すけとうだら(すり身・卵)、まだら、
 ひらめ・かれい 等
 3.5%~6% → 無税(発効時)

我が国の輸出関心品目に関する大筋合意の概要

- 我が国農林水産物・食品の輸出拡大の重点品目の全てで関税撤廃を獲得
- 米国向け牛肉については、現行の米国向け輸出実績の20~40倍に相当する数量の無税枠を獲得
- 近年、輸出の伸びが著しいベトナム向けの水産物については、ブリ、サバ、サンマなど全ての生鮮魚、冷凍魚について、即時の関税撤廃を獲得

(主な輸出関心品目の内容)

◆ 牛肉: 0~16年の関税撤廃

(主な国の中。以下同じ。)

- 米国(現行関税割当:日本向け枠200トン、枠内税率4.4セント/kg、枠外税率26.4%):
 - ・15年で枠外税率撤廃
 - ・日本向け無税枠3,000トン(当初)→6,250トン(最終年)
- カナダ(現行26.5%:6年撤廃)
- メキシコ(現行20~25%:10年撤廃)

◆ ブリ、サバ、サンマ: 0~5年撤廃

- ベトナム(現行11~15%:即時撤廃)

◆ なし: 即時撤廃

- 米国(現行0~0.3セント/kg(0.2%[※])): 即時撤廃
- カナダ(現行0~10.5%:即時撤廃)

(*) 2009年データに基づき
米国が従価税に換算。
以下同じ。

◆ 米: 0~15年撤廃

- 米国(現行1.4セント/kg(1.5%[※])): 5年撤廃

◆ 醤油: 0~6年撤廃

- 米国(現行3%:5年撤廃)

◆ 切花: 0~5年撤廃

- 米国(現行3.2~6.8%:即時撤廃)
- カナダ(現行0~16%:即時撤廃)

主な水産品の合意内容

品目	現行関税率	関税率削減・関税撤廃期間	主要製品形態
のり	1.5円/枚、40%	即時に15%削減(1.28円、34%)	干し
こんぶ	15%	即時に15%削減(12.7%)	干し・生鮮・冷凍
のり・こんぶ調製品	25~28%	即時に15%削減(21.2~23.8%)	加工品
わかめ	10.5%	即時に15%削減(8.9%)	干し・生鮮・冷凍
ひじき	10.5%	即時に15%削減(8.9%)	干し・生鮮・冷凍
あじ	10%	段階的に16年目(米国は12年目)に無税【注】	生鮮・冷凍
さば	生鮮:10% 冷凍:7%	段階的に16年目(米国は12年目)に無税【注】	生鮮・冷凍
さんま	10%	生鮮:段階的に16年目(米国は12年目)に無税【注】 冷凍:段階的に11年目に無税	冷凍
ぶり	10%	活魚:段階的に16年目(米国は12年目)に無税【注】 冷凍:段階的に11年目に無税	活魚・冷凍
するめいか	5%	段階的に11年目に無税	冷凍
あかいか、やりいか	生鮮:5% 冷凍:3.5%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:段階的に6年目に無税	冷凍
まいわし	10%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:段階的に6年目に無税	冷凍
かたくちいわし	10%	生鮮:段階的に16年目(米国は12年目)に無税【注】 冷凍:段階的に11年目に無税	冷凍
ほたてがい	10%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
太平洋くろまぐろ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
大西洋くろまぐろ	3.5%	生鮮:段階的に6年目に無税 冷凍(フィレ含む):段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
みなみまぐろ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
めばちまぐろ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
きはだまぐろ	3.5%	即時無税	生鮮・冷凍
びんながまぐろ	3.5%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:段階的に6年目に無税	生鮮・冷凍

品目	現行関税率	関税率削減・関税撤廃期間	主要製品形態
かつお	3.5%	即時無税	生鮮・冷凍
ぎんざけ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
大西洋さけ	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
ます	3.5%	段階的に11年目に無税	生鮮・冷凍
べにざけ	3.5%	生鮮:段階的に6年目に無税 冷凍:即時無税	生鮮・冷凍
太平洋さけ(しろざけ、ますのすけ等)	3.5%	段階的に6年目に無税	生鮮・冷凍
まだら	生鮮:10% 冷凍:6%	生鮮:段階的に11年目に無税 冷凍:即時無税	冷凍
すけとうだら	6%	段階的に6年目に無税	冷凍
すけとうだらのすり身	4.2%	即時無税	冷凍
たら類の卵	4.2%	即時無税	冷凍
にしん	6%	即時無税	冷凍
にしんの卵	冷凍:4% 塩蔵:8.4%	即時無税	冷凍・塩蔵
ひらめ・かれい	3.5%	即時無税	生鮮・冷凍
かに(ずわいがに・たらばがに等)	4%	即時無税	生鮮・冷凍
えび	1~2%	即時無税	生鮮・冷凍
えび調製品	4.8~5.3%	即時無税	加工品
まぐろ缶詰	9.6%	即時無税	加工品
うなぎ調製品(蒲焼)	9.6%	段階的に11年目に無税	加工品

【注】あじ、さば、生鮮さんま、活ぶりについては、米国は12年目に無税(ただし、8年間現行税率を維持し、その後3年間かけて段階的に撤廃)、他国は16年目に無税(初年度から削減開始)。

ＴＰＰ交渉の大筋合意にあたっての声明

10月5日、TPP交渉が大筋合意に至り、合意内容が発表された。水産業界としては、わが国水産業が存続し、国民に対する水産食料の安定供給の使命を全うするため、国会決議の遵守を強く訴えてきた。

合意内容を見ると、国会決議に則り、漁業補助金について国の政策決定権の維持が図られたことは、交渉に当たった政府の努力を多とするものである。

一方、市場アクセス分野において、重要品目である海藻類（のり・こんぶ等）については削減されたものの関税そのものは維持され、多くの品目で一定の関税撤廃期間を設ける等の配慮がなされたものの、それ以外の品目が関税撤廃となつたことは非常に厳しい結果と言わざるを得ない。

関税撤廃となった品目の価格下落等の影響を強く懸念するものであるが、さらに、牛肉等畜産物の関税が大幅に引き下げられることになったことから、魚から肉への消費のシフトが進んでいる中、安価な輸入畜産物の増大による水産物価格の下落や畜産物への置き換わりにより多大な影響が生ずることを政府は重く認識し、十分な対策を講ずる必要がある。

我々漁業者は、強い水産業づくりに向け「浜の活力再生プラン」に基づく自らの改革の取組を全国の浜を挙げて取り組んでいるところである。血のにじむような漁業者の努力を水泡に帰すことなく、意欲ある漁業者が将来にわたって希望を持って経営に取り組めるよう、水産業の構造改革や資源回復の取組等に対する更なる支援を国に強く求めるものである。

2015年10月6日

全国漁業協同組合連合会
代表理事長 岸 宏

TPP 交渉の大筋合意にあたって（コメント）

1 TPP 交渉については、この合意により、関係する環太平洋諸国の国際貿易が活性化され、我が国の輸出環境が整うことが期待される一方、交渉妥結により多大なる影響を被る我々水産業界としては、これまで大きな関心を持って交渉の推移を見守って来たところであります。

2 今般の厳しい折衝による TPP の大筋合意に当たり、国会決議にのっとり、漁業補助金の維持等、水産業界に一定のご配慮を頂いた事につきましては、甘利大臣をはじめとする政府交渉団の皆様のご尽力並びに国会の先生方のご支援の賜物であり、心より御礼申し上げます。

しかしながら、多くの品目について関税撤廃となった事は、非常に厳しい結果と受け止めているところであります。

3 水産業界においては、これまで累次の関税引き下げにより、海外から多くの水産物が流入し、魚価の低迷、国内需要の圧迫により漁業者の経営は大変苦しいものとなっております。更なる関税引き下げ・撤廃により経営はさらに悪化の一途をたどる事は、必定であります。

加えて、TPP の決着により畜産物の関税が引き下げられれば、このところの魚から肉への消費のシフト（魚離れ）がさらに激しくなり、漁業者の経営にダブルで悪影響を及ぼすものと考えております。

4 我々は、強い水産業づくりに向け、需要・供給両面にわたる対策として「漁業構造改革総合対策の推進」、「水産物の需要拡大・輸出促進」等により、自ら構造改革の努力を続けているところですが、こうした努力を水泡に帰すこと無く、将来にわたり希望を持って経営に取り組む事が出来る様、水産業の構造改革の取組み等に対する更なる支援を国に対して強くお願ひするところであります。

平成27年10月6日

一般社団法人 大日本水産会
会長 白須敏朗